

改正

平成30年8月27日告示第105号

令和4年3月24日告示第38号

土岐市創業者利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で創業（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第28項に規定する創業をいう。以下同じ。）した者の経営の安定と事業の発展を図るため、当該創業した者が融資を受けた場合に予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年告示105号・令和4年38号〕

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、創業者（産業競争力強化法第2条第29項に規定する創業者をいう。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土岐市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する事務取扱要綱（平成28年土岐市告示第39号）第4条第1項に規定する証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者
- (2) 当該創業に係る事業のため、土岐市小口融資条例（昭和43年土岐市条例第16号）又は株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の新企業育成貸付制度及び生活衛生新企業育成資金制度に基づいて行われた融資（以下「融資」という。）の実行を受けた者
- (3) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき市町村（特別区を含む。）が課している地方税をいう。）を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、利子補給金の交付を受けることができない。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の建物内で創業した者
- (2) 当該創業に係る事業が次のいずれかに該当する者
 - ア 常時従事する者がいない事業
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可を有する事業

ウ その他市長が適当でないとする事業

(3) この告示による利子補給金の交付を過去に受けた者（利子補給金の交付を過去に受けた者から事業を譲り受けた者その他の利子補給金の交付を過去に受けた者と同一とみなされる者を含む。）

一部改正〔平成30年告示105号・令和4年38号〕

(利子補給金の額等)

第3条 利子補給金の額は、融資の実行に伴い金融機関に対して支払う利子の額のうち、年利0.8パーセントに相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の額は、年額100万円を限度とする。

3 弁済の遅延に伴って生じた延滞利息に係る利子及び過去の債務の弁済に充てた額に係る利子については、利子補給金の対象としない。

(交付期間)

第4条 利子補給金を交付する期間は、融資に対する約定利息の弁済期間のうち、第6条の認定を受けた日（以下「認定日」という。）の属する月より実借入期間の3分の1又は36月を超えない期間のいずれか短い期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、創業の日から起算して5年を経過した場合、第2条の要件を欠いた場合又は事業を廃止した場合には、それぞれ当該事由の生じた日の属する年度までを補助金を交付する期間とする。

(交付を受ける資格の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、創業の日（証明書の発行日が創業の日以後の場合は、証明書の発行日）以後30日以内に、土岐市創業者利子補給金資格認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 融資の実行を受けたことを明らかにする書類

(2) 弁済の計画を示す書類

(3) 証明書の写し

(4) その他市長が必要とする書類

(交付を受ける資格の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、利子補給金の交付を受ける資格を認定するときは土岐市創業者利子補給金資格認定通知書（別記様式第2号）によ

り、認定しないときは土岐市創業者利子補給金資格否認通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更届）

第7条 前条の認定を受けた者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、土岐市創業者利子補給金資格変更届（別記様式第4号）に変更した内容がわかる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（廃止届）

第8条 第6条の認定を受けた者は、第2条の要件を欠いた場合又は事業を廃止した場合には、土岐市創業者利子補給金資格廃止届（別記様式第5号）に廃止した内容を明らかにする書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者は、認定日、認定日から12月を経過した日又は認定日から24月を経過した日（以下「認定日等」という。）の属する月から1年間に支払う利子補給金について、認定日等から12月を経過した日以後30日以内に、土岐市創業者利子補給金交付申請書（別記様式第6号。以下「利子補給金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 市税完納証明書
- （2） 弁済した利子の額を証明する書類
- （3） 土岐市創業者利子補給金資格認定通知書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、創業の日から起算して5年を経過した場合、第2条の要件を欠いた場合又は事業を終了した場合は、それぞれ当該事由の生じた日以後30日以内に利子補給金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、利子補給金の交付を決定するときは土岐市創業者利子補給金交付決定通知書（別記様式第7号）により、利子補給金の交付をしないときは土岐市創業者利子補給金不交付決定通知書（別記様式第8号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の交付の決定を受けた者は、交付の決定の日以後30日以内に、土岐市創業者利子補給

金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、第10条の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定を取り消し、既に支払った利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請があったとき。

（2）正当な理由がなく連続して30日以上休業したとき。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月27日告示第105号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第38号）

この告示は、令和4年3月24日から施行する。